都市環境委員会(第三委員会室)

令和2年 9月11日(金) 開会 午前10時00分 ~ 散会 時 分

- いその 副委員長 山 宮 委 員 署名委員 1
- 欠席委員 2 委員
- 議 3 題

情) (陳

陳情1第19号 子どもの望まない受動喫煙をなくすための陳情(継続)

陳情2第16号 都心上空低空飛行の運用にあたっての陳情書(継続)

(報告事項)

▶ 目黒区エコプラザ指定管理者運営評価結果について 環境保全課長(資料あり)

「令和2年度版めぐろの環境(環境報告書)」の発行につ 環 境 保 全 課 長 (資料あり)

いて

令和元年度目黒区のごみ量と資源回収量について

清掃リサイクル課長(資料あり)

(情報提供)

への送水停止について

(その他)

(1) 次回の委員会開催について 10月14日(水)10 時00 分から

4 出席委員 委員長 岩崎 ふみひろ 副委員長 いその 弘 三

> 委員 芋 川 ゆうき 西村ちほ 西 崎 つばさ

> > たぞえ麻友 山宮きよたか 宮澤宏行

そうだ 次 郎 議長

出席説明員 青木区長、鈴木副区長

※中澤都市整備部長(街づくり推進部長)、馬場都市計画課長

櫻田都市整備課長、澤田土木管理課長、髙橋みどり土木政策課長

清水道路公園課長、渡邊道路公園サービス課長、照井建築課長、鵜沼住宅課長

- ※小林地区整備課長、林木密地域整備課長
- ※清水環境清掃部長、金元環境保全課長、榊原清掃リサイクル課長 大泊清掃事務所長
- 区議会事務局 中野局長、山野井次長、明石議事・調査係長

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情2第16号	受理年月日	令和2年6月9日
件 名	都心上空低空飛行の)運用にあたっ`	ての陳情書

【陳情の趣旨】

国交省は、羽田空港に発着する航空機の都心上空を飛行する新たな飛行ルートの運用を2020年3月29日から開始しました。しかし、新飛行ルートの運用は「地域住民の理解が大前提」としていましたが、地域住民は今なお騒音や落下物など様々な問題に対する有効な対策や納得のいく回答のない国交省に対しては強い憤りを感じており、新飛行ルートに影響される関係区市の地域住民は引き続きその見直しと撤回を強く求めております。

また、世界的な蔓延に発展した新型コロナウイルス感染症の水際対策により、国際線、国内線ともに9割を超える減便となり、東京オリンピック・パラリンピックの一年延期も決定されました。

私たちは、静穏な生活環境と何よりも区民の安全・安心を守るために、引き続き 本運用の見直し・撤回を求めるものですが、とりわけ、現下の情勢変化を考慮し、 本運用にあたり下記の通り陳情いたしますので、目黒区議会におかれましては、そ の実現のために最善を尽くされるよう強く求めます。

【陳情事項】

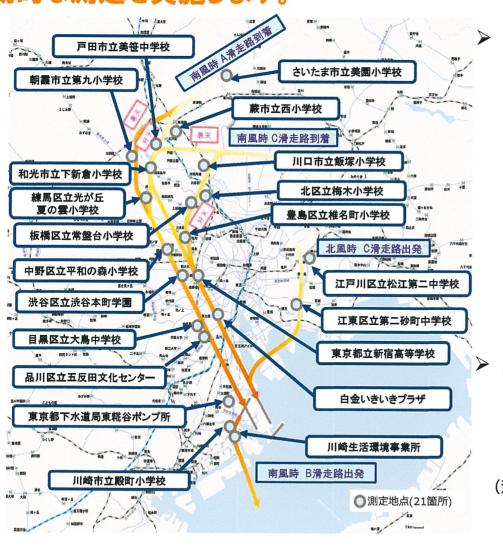
- 1 新型コロナウイルス感染防止対策のため、国際線・国内線ともに9割以上の減 便が行われていること、また、2020オリンピック・パラリンピックが一年延 期されたことから、新飛行ルートの運用は、既にその根拠が失われています。そ こで当面の問題として、住民の不安が大きく危険を伴う新飛行ルートでの運用は 直ちに中止して旧ルートに戻すよう区議会として意見書を採択し、国交省に働き かけて下さい。
- 2 飛行ルート直下に位置する三田地域と影響地区に、目黒区独自の「騒音測定局」 を複数箇所設置して飛行時間帯の前後における騒音測定を行い、その結果を目黒 区ホームページ等で広く情報公開を行う体制を整備してください。
- 3 目黒区上空での着陸飛行に伴う氷塊や部品落下等の事故等が発生した場合に 航空機の特定ができるようにするため、通過する航空機の飛行映像録画を複数箇 所(正面、側面)で行い一定期間保存する体制を整備して下さい。
- 4 万が一の航空機事故、落下物等による事故に対応できるように、区独自の危機 管理計画の作成を早急に行って下さい。
- 5 目黒区では、「目黒区環境基本計画」を策定して目指すべき環境像について基本方針をまとめ、その目標の実現と保全に努力しております。今回の新飛行ルートは、「健康で快適に暮らせる生活環境を保全する」との基本方針に大きく影響するものです。つきましては、当該計画の方針が阻害されないようにするためにも、区議会として新飛行ルートの固定化を回避するため、別の方策を含めて再検討するよう国交省に対して要望して下さい。

航空機騒音の短期的な測定の実施について



都市環境委員会資料 令和2年9月10日 環境清掃部環境保全課

羽田新ルートに係る航空機騒音について、騒音発生状況のよりきめ細かな把握や丁寧な情報提供のため、固定騒音測定局での測定に加えて、追加で短期的な測定を実施します。



▶ 左図の地点(東京都13箇所、神奈川県 2箇所、埼玉県6箇所)で9月下旬から 計2週間にわたって測定します。

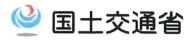
※南風離着陸経路の測定地点については、冬季における運用割合が低いため夏季に2週間、北風離陸経路の 測定地点については、夏季、冬季にそれぞれ1週間の 測定を実施します。

※測定地点は、国や自治体が設置している固定騒音測 定局の配置等を勘案して選定していますが、測定開始 にあたり航空機騒音の測定に適した環境ではない場合 等、測定場所を変更することがあります。

・測定結果については、後日、ホームペー ジで公表します。

(注) 測定施設へのお問い合わせはご遠慮ください。

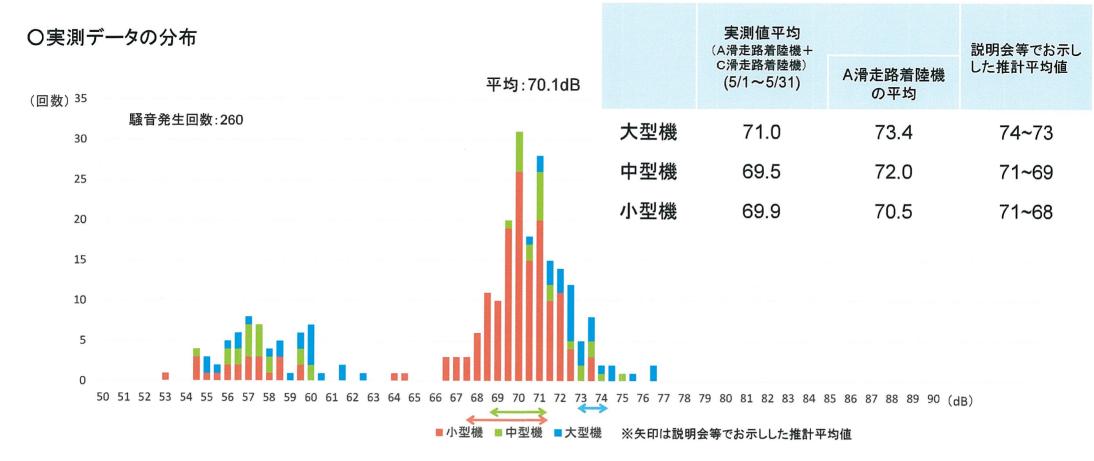
【測定結果(5月)】目黑区立田道小学校



〇飛行経路と測定地点の位置関係等

- ・A滑走路着陸経路の側方400m程度、羽田空港からは11km程度に位置する。
- •C滑走路着陸経路を使用した航空機は距離が遠いため音が小さい。

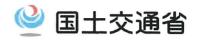
単位:dB



Lalous	4月	5月	
Lden	40.2	40.0	

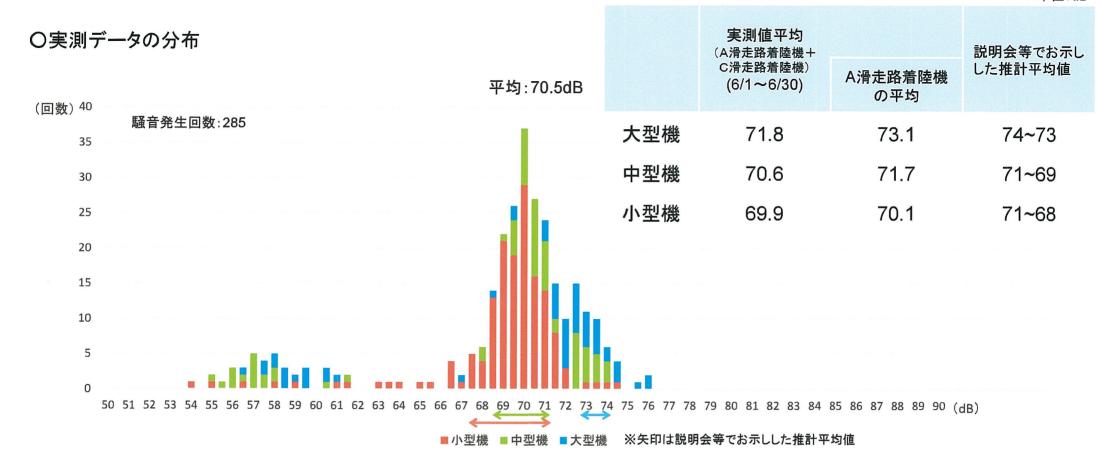
*実測値及びLdenは新経路を飛行した航空機の騒音値のみを集計し、算出したものです。 Lden: 航空機騒音を音の大きさ、継続時間、発生した時間帯の3要素で評価する指標

【測定結果(6月)】目黑区立田道小学校



- 〇飛行経路と測定地点の位置関係等
 - ・A滑走路着陸経路の側方400m程度、羽田空港からは11km程度に位置する。
 - •C滑走路着陸経路を使用した航空機は距離が遠いため音が小さい。

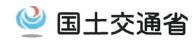
単位:dB



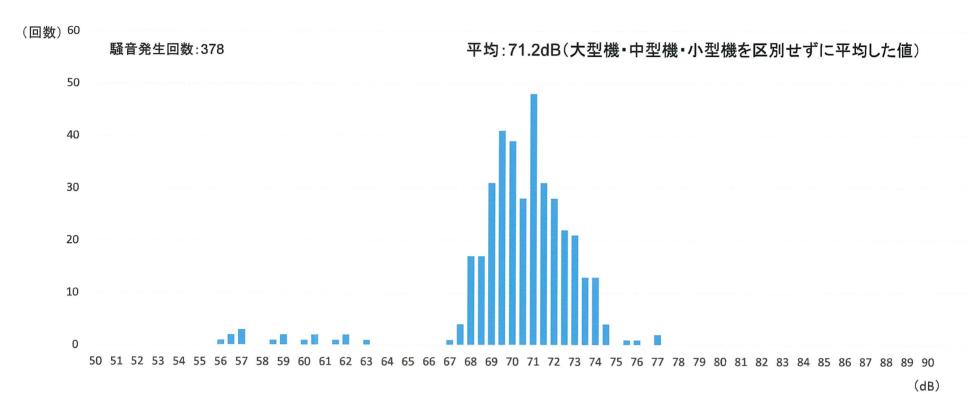
Lden	4月	5月	6月	平均	
	40.2	40.0	41.1	40.5	

* 実測値及びLdenは新経路を飛行した航空機の騒音値のみを集計し、算出したものです。 Lden: 航空機騒音を音の大きさ、継続時間、発生した時間帯の3要素で評価する指標

【測定結果(7月速報値)]目黑区立田道小学校



- 〇飛行経路と測定地点の位置関係等
 - ・A滑走路着陸経路の側方400m程度、羽田空港からは11km程度に位置する。
 - •C滑走路着陸経路を使用した航空機は距離が遠いため音が小さい。
- ○実測データの分布 (各数値は速報値として集計したものであり、精査前であるため参考値です。)



7月 **Lden** 42.8

*実測値及びLdenは新経路を飛行した航空機の騒音値のみを集計し、算出したものです。 Lden: 航空機騒音を音の大きさ、継続時間、発生した時間帯の3要素で評価する指標

陳 情 文 書 表

受理番号	1第19号	受理年月日	令和元年11月14日
件 名	子どもの望まない愛	受動喫煙をなく	すための陳情

【陳情の趣旨】

大通りや通学路にあたる道路沿いで、事業者等が設置している灰皿により、路 上喫煙者が溜まる事で通行出来る幅が狭くなっています。

また、道路事情等により副流煙を避けられない場所、又は灰皿を設置している 事業者等の前を通らなくても、周辺環境等で副流煙を避けられない場所、乳児を 乗せたベビーカーや後ろに子どもを乗せた自転車が多い歩道など、様々な場所で 子どもたちが受動喫煙に晒されています。

世界保健機関(World Health Organization)第56回総会で採択され、2005年2月27日発効した、たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約(WHO Framework Convention on Tobacco Control)は、たばこの消費およびたばこの煙に晒されることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在および将来の世代を保護することを目的とした条約です。

日本も、この条約を批准し、国会で承認後2004年6月8日受諾書を国連事務総長に寄託しています。さらに、国連の専門機関である世界保健機関(World Health Organization)の専門部会では、「ニコチンは依存と離脱症状を特徴とする嗜癖形成性薬物の診断基準に合致する強力な薬物である。ニコチンには、ヘロインやコカインと同等の嗜癖形成作用がある」としており、厚生労働省の2016年「喫煙の健康影響に関する検討会」報告書 概要版第2章 第4節 喫煙者本人への影響VI. ニコチン依存症の中でも同様のことが述べられており、厚生労働省のeーヘルスネットの薬物依存でもニコチンの依存性の概要が記されています。

こうした、タバコの望まない受動喫煙から子どもたちを守るためにも、2019年7月1日から東京都受動喫煙防止条例が施行されたことを機に、子どもたちの通行が多い場所を路上喫煙禁止区域に指定し、子どもの望まない受動喫煙をなくして下さい。

【陳情事項】

- 1 公道での路上喫煙者から子ども等への受動喫煙被害を防止するため、条例を改定し、路上喫煙者への注意喚起・有効な対策を講じること。
- 2 公道での路上喫煙を誘因するような事業者等の灰皿スタンドを撤去するよう に事業者を指導すること。

- 3 公共の喫煙所設置や事業者が設置する喫煙所への補助金支給にあたっては、補助金支給によって、子どもの望まない受動喫煙被害が生じることのないよう、周辺環境等を十分に検証するとともに、地域住民、通行者等に十分配慮すること。
- 4 子どもたちが受動喫煙に晒されないよう、積極的に路上喫煙禁止地域の指定拡充を図り指定すること。

1 指定喫煙所の一日あたりの平均利用本数の推移

(単位:本)

								(十四・ケ	-/
	中目黒				学芸大学	叁		都立	自由
								大学	が丘
	山手	中目黒	中目黒ア	1/ ∌1/	#I.I	# I	사람	即光	T-Z-1
	通り	GT前	リーナ前	小計	西口	東口	小計	駅前	正面口
平成 29 年 4 月~	1 077	£ 200	1 790	0.100	0.150	COO	0.759	9.090	2.10
平成 30 年 3 月	1,977	5,389	1,736	9,102	2,153	600	2,753	2,920	3,185
平成 30 年 4 月~		C 0 1 1	9.900	0.001	9.407	507	2.004	2.000	2.045
平成 31 年 3 月		6,044	2,290	8,861	2,407	597	3,004	3,002	3,245
平成 29⇒30 の増減		655	554	$\triangle 241$	254	Δ3	251	82	60
平成 31 年 4 月~		C #02	9.705	0.000	9.270	E 01	0.071	2.004	2 1 4 0
令和2年3月		6,523	2,705	9,228	2,370	501	2,871	3,004	3,146
平成 29⇒令和元の増減		1,134	969	126	217	△99	118	84	△39

※山手通り(中目黒)は平成30年6月27日から休止中。

※計測は、吸い殻ごみ清掃に使用するビニール袋の重量1袋分を250本に換算する。

2 ポイ捨てタバコの駅ごとの一日当たり平均本数の推移

(単位:本)

	中目黒	学芸大学	都立大学	自由が丘	その他8駅
平成 29 年 4 月~平成 30 年 3 月	61,065	73,254	28,749	52,279	37,802
駅ごとの一日当たりの平均本数	167	200	78	143	103
平成 30 年 4 月~平成 31 年 3 月	59,257	59,922	26,024	47,238	42,746
駅ごとの一日当たりの平均本数	162	164	71	129	117
平成 29⇒30 の平均本数の増減	\triangle 5	△ 36	△ 7	△ 14	14
平成31年4月~令和2年3月	49,822	49,130	27,648	38,496	44,085
駅ごとの一日当たりの平均本数	136	134	75	105	120
平成 29⇒令和元の平均本数の増減	∆31	△66	$\triangle 3$	∆38	17

3 区民からの苦情・意見の件数(令和2年3月1日~8月31日)

	期間	喫煙所の 閉鎖	禁止区域 の拡大	喫煙の苦情 (受動喫煙 ・路上喫煙 など)	合計	喫煙所の 環境改善	喫煙所の 再開	
指定喫煙所閉鎖前	3/1~4/16	18	3	20	41	1	0	
指定喫煙所閉鎖中	4/17~6/11	12	2	44	58	3	9	
民間喫煙所案内後	6/12~8/31	3	3	48	54	2	11	

※区民の声及び環境保全課へ寄せられた電話・メールを集計。

※1回の電話等に苦情と意見の両方を含む場合は、それぞれ1件とする。

都市環境委員会資料 令和2年9月10日 環境清掃部環境保全課

目黒区エコプラザ指定管理者運営評価結果について

目黒区エコプラザ指定管理者の令和元年度運営評価結果を報告する。

- 1 施設名 目黒区エコプラザ 目黒区目黒一丁目25番26号
- 2 指定管理者 エコライフめぐろ推進協会 目黒区上目黒二丁目19番15号 代表者 相馬 熊郎

3 指定期間及び運営評価の対象期間

指 定 期 間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで(5年間) 評価対象期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

4 運営評価の方法

「目黒区エコプラザ指定管理者運営評価委員会設置要綱」に基づき設置した目黒区エコプラザ指定管理者運営評価委員会(構成員は別表のとおり)において、指定管理者から提出された事業報告書、利用者のアンケート結果、指定管理者の自己評価及び施設の視察をあらかじめ定めた基準に基づき評価を行った。

5 事業報告書の概要

別紙「目黒区エコプラザ事業報告書(概要)」のとおり。

6 施設運営に係る区の歳入・歳出決算額の推移

(単位:円)

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	備考
切り カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(3期1年目)	(3期2年目)	(3期3年目)	(3期4年目)	(3期5年目)	/順行
歳入	7,059,375	7,538,550	6,481,550	675,720	571,625	シルバーアトリエ販売収入、 活動室使用料収入等
歳出	35,983,284	31,095,221	34,986,994	26,865,216	26,865,216	指定管理者への委託料 (運営管理経費)
項目	元年度 (4期1年目)					備考
歳入	481,775					活動室使用料収入等
歳出	26,995,560					指定管理者への委託料 (運営管理経費)

※導入前17年度は収入1,163,076円、支出49,050,439円(区の歳入・歳出額) ※平成29年度以降の歳入額について、

目黒清掃工場の建替えによるシルバーアトリエ休止(平成29年3月)に伴い、販売収入は0円。

7 指定管理者の自己評価結果(点数は小数点第2位を四捨五入)

自己評価 82.7点:十分水準を超えていた

8 総括評価結果(点数は小数点第2位を四捨五入)

総合評価 83.7点:十分水準を超えていた

9 評価内訳

評価項目	内 容	配点	得点	
	(1)事業計画に関する理念及び基本的な方針	20	16.5	
	(2)環境負荷の低減に関する講座・講習会に関すること。	10	8.5	
	(3)環境負荷の低減に関する情報収集・提供に関すること。 (情報室関係)	10	8	
1 事業の実施	(4)施設の利用に供すること。 (活動室、展示コーナー及び打合せコーナー関係)	10	8.25	
に関する事項	(5)不用物品の再生に関すること。	10	7.75	
	(6)不用物品の販売又は交換の場の提供に関すること。 (リサイクルショップ関係)	10	8.25	
	(7)環境負荷の低減に関する活動を行う団体の育成に関すること。	10	8	
	(8)関係機関との連携(学校や地域団体等)	20	16.75	
	(1)経営状況及び事業実績	10	8.5	
2	(2)管理運営の効率性	10	9	
管理運営に	(3)管理運営に必要な人員体制	10	8.25	
関する事項	(4)安全管理・個人情報保護	10	9	
	(5)意欲・熱意	10	8.75	
		150	125.5	
	合 計			

- ・点数は小数点第2位を四捨五入
- ・評価項目1の(1)及び(8)については、内容の重要性に鑑み、配点を20点としている。

1 サービス・事業 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策対応で、事業計画の大きな変更を強いられ、困難も多いと思うが、このような時期ならではの企画について、知恵を絞って可能な対応を検討してほしい。例えば、リサイクルショップで「stay home」関係の商品のコーナーを設けたり、情報室の一角に関連図書を揃えたりするなど。 ・利用者アンケートを活用して、利用者の意見を事業に反映した講座を実施した。 ・企業と協働した講習会など工夫されており、児童館への出前講座で子育て世代への参加拡大を図るなど、高く評価できる。今後も講座の種類や回数を増やすなど工夫してほしい。

- ・情報室や展示コーナーにおける展示の内容は、公平性が確保されおり、内容も適切で工夫されているため、高く評価できる。令和2年度は、区民の関心が高い新型コロナウイルス感染症対策なども展示内容に取り入れてほしい。また、目黒区総合庁舎内でも展示を行ってほしい。
- ・情報室を活用して、新刊図書の紹介や環境関連雑誌図書の貸し出しを行った。 また、ごみと資源の分け分けゲームやワークショップにより、親子での利用者 拡大を図った。
- ・現在休止中であるシルバーアトリエ事業のような家具類の再生事業について 検討してほしい。
- ・緑が丘文化会館や碑文谷体育館において、リサイクルショップへの寄付出張 受付を行い、リサイクルショップの認知向上に努めた。
- ・不用品販売について、目黒区エコプラザ以外の場所でも実施できないか検討 してほしい。
- ・SNS などを用いた情報発信や新たな団体・担い手の掘り起こしには課題がある。また、ホームページやパンフレットのコンテンツについても、定期的にリニューアルすることを検討してほしい。
- ・新たに夏休み期間中の学童保育クラブで出前講座を開催するなど、関係機関 との十分な連携が取れている。今後、目黒区内の大学や身体障害者団体等との 連携拡大に努めてほしい。

2 利用者対応

所 見

- ・不用品情報コーナーにおける大型家具の仲介システムについて、さらなる周 知を行ってほしい。
- ・国際協力団体等を活用し、無理のない範囲で、エコプラザ活動全体の多言語 対応を進めてほしい。

3 個人情報管理

・安全確保や危機管理、個人情報保護等適切に対応している。

4 安全管理

- ・管理体制の適切性など高く評価されるが、緊急時の対応に「完成」はないため、さらなる改善を目指して取り組んでほしい。
- ・台風時に区民の安全対策を優先して、講座の中止判断をするなど、適切な業 務運営を行うことができており、高く評価できる。
- ・令和2年1月から3月において、新型コロナウイルス感染症対策など、適切な対応ができており高く評価できる。

5 効率的な運営

- ・「地域特性」について、他区市町村を参考にするだけでなく、環境対策のトップランナーであった目黒区の歴史を再確認する作業などを通じて、「目黒らしさ」が具体的にどのようのものか考えてほしい。
- ・計画に即した安定的で効率的な管理運営が行われており高く評価できる。
- ・これまでの経験やノウハウを十分に活かして、質の高い安定的な運営ができている。ホームページや SNS の活用を推進し、目黒区エコプラザが目黒区の

環境保全拠点として認知され、区民の環境意識の普及啓発につながるように、 今後も精力的な運営を行ってほしい。

以上から総合的に判断して、指定管理者の管理の業務は、「**十分水準を超えていた**」と評価できる。

(別表) 目黒区エコプラザ指定管理者運営評価委員会構成(敬称略)

職	職名	氏 名		
委員長	・東京大学大学院准教授	梶田 真		
副委員長	• 東京工業大学准教授	高橋 史武		
委員	• 中小企業診断士	伊東 康夫		
委員	・目黒区産業連合会会長	團村 守男		

(参考 評価区分)

区八	十分水準を	水準を	水準に	水準に	かなり水準を
区分	超えていた。	超えていた。	達していた。	達していない。	下回っていた。
評価結果	80点以上	80点未満	70点未満	60点未満	50点未満
(100 点満点換算)		70点以上	60点以上	50点以上	

以 上

別紙

目黒区エコプラザ事業報告書 (概要)

1 施設の概要

施設名	目黒区エコプラザ				
所 在 地	目黒区目黒1-25-26 田道ふれあい館地下1階				
施設	情報室 / 打ち合わせコーナー / 活動室 / リサイクルショップ / 資源回収コーナー/環境保全活動団体支援コーナー				
事業内容 (条例上の各規定)	1 環境への負荷の低減に関する講座及び講習会等を実施すること。 2 環境への負荷の低減に関する図書その他の資料を収集し、利用に供すること。 3 不用物品を再生すること。 4 不用物品の販売又は交換の場を提供すること。 5 環境への負荷の低減に関する活動を行う団体を育成すること。 6 エコプラザの施設を利用に供すること。 7 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認める事業				

2 指定管理者の概要

団体名	エコライフめぐろ推進協会
所 在 地	目黒区上目黒二丁目19番15号
代表者	理事長 相馬 熊郎
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで(5年間)
受任業務	上記事業内容と同じ。

3 管理業務の実施状況(事業・行事等の実施状況、施設の利用状況、施設管理の状況など)

(1) 事業の実施状況

主な講座等の実施状況は、表1のとおりである。

また、通年で活動室の貸出し、リサイクルショップ及び不用品情報の運営、何でもつくり隊の講座の開催等を行った。情報室ではテーマを決めて展示を行い、遊びながら学べるようなコーナーを設置した。

(2) 施設利用の状況

別表「目黒区エコプラザ利用実績表」のとおり。

表1. 令和元年度の主な講座等一覧表

5月	子育てママのエコ入門、出前講座(小学校)、緑のカーテンを育てよう!(種の			
0 / 1	配布)、修理コツコツ講座			
6月	子育てママのエコ入門、見学受入れ (小学校)、出前講座 (小学校、学童保育ク			
0) 1	ラブ)、修理コツコツ講座			
7月	親子ふれあい自然体験、出前講座 (PTA事業)、子育てママのエコ入門			
8月	打ち水大作戦、出前講座(学童保育クラブ)、DIY子ども工作教室			
9月	出前講座(小学校)、区民まつり			
10月	出前講座 (小学校)			
1 1月	子育てママのエコ入門、修理コツコツ講座			
1.0 🗎	子育てママのエコ入門、バンダイ出前講座(エコまつり・めぐろ 2019)、出前講			
12月	座 (ティーンズ・フェスタ・イン・めぐろ)			
1月	子育てママのエコ入門、ふれあい館まつり、出前講座(小学校)			
2月	子育てママのエコ入門、出前講座(子育て交流ひろば 0123)、見学受入れ(中学			
4月	校)、環境推進員等ステップアップ講座、エコサポーター懇談会			
3月	子育てママのエコ入門			

4 管理経費収支状況(指定管理者の収支決算の状況)

(単位:円)

項目	元年度	備考		
収入額(①)	26,995,560	区からの受託料		
支出額(②)	30,682,730	人件費・管理運営費・事業費等		
差引 (①-②)	△3,687,170	リサイクルショップ売上げによる 充当分等		

5 苦情対応状況報告(苦情についての内容・対応/3件)

内 容	対応
状態が良いものを粗大ごみとして出すことは	無記名のため回答はせず、区へ報告した。
もったいないため、家具の回収の再開を希望。	
フリーマーケットの売れ残りを引き取ってほ	フリーマーケットやバザーの売れ残りは、過
しい。	去の経験からリサイクルショップで販売して
	も売れ残ってしまう可能性が高いため、受け
	取れない旨を説明した。
古着を持参したが、職員が状態を確認したと	虫食いやしみがあるものは受け取れない理由

ころ、虫食いや、しみなどがあり受け取れなしを説明したうえで、今後同様の問合せがない いと言われたが、エコプラザで全て受け取り、 のチラシには、虫食いやしみに関する記載がにした。 ない。

ように、古着回収のチラシに「虫食いやしみ リサイクル等すべきである。また、古着回収 │ がある物は不可であること」を記載すること

6 サービス向上のための努力事項

内 容	効 果				
職員研修	環境研修(目黒区研修)やサイバー攻撃対策研修(目黒区研修)等に				
	参加した。また、他区の同様な施設を見学し、講座や展示等における				
	内容の充実に努めた。				
新たな団体の掘り起	平成30年度環境推進員養成講座修了生から成るグループに対し、団				
こし	体結成に向けた支援を行い、新たな団体結成に繋がった。また、令和				
	元年度環境推進員養成講座修了生の懇親会を開催した。				
事業活動及び目黒区	緑が丘文化会館や碑文谷体育館でのイベントの際に寄付品の受付けを				
エコプラザのPR	行うなど、地域に出張し、目黒区エコプラザのPRを行った。				

7 アンケート結果

内容	実施時期	回答数	質問項目数	
ショップ利用者ア	R2. 1/18~22	130	10 (来店経験、情報の入手方法等)	
ンケート	来店経験 初めて 5.4	1% リピーター 94.6% その他 0%		
	陳列 良い 46.2%	普通 51.9% 不満 1.9	9% 不明 0%	
	接客 良い 54.7% 普通 41.5% 不満 2.8% 不明 0.9%			
修理コツコツ講座	R1. 6/22 36 (対象者 37)		10 (情報の入手方法、講座の内容、	
アンケート(包丁研		今後の希望等)		
ぎ講座)	わかりやすさ(5 段階評価)			
	難しかった← 0.0% 0.0% 2.9% 26.5% 70.6% →分かりやすかった			
	楽しさ (5段階評価)			
つまらなかった← 0.0% 0.0% 0.0% 25.8% 74.2% →楽しか				
	役立ち度 (5段階評価)			
	役に立たない← 0.	0% 0.0% 3.1%	12.5% 84.4% →役立ちそう	

※その他、修理コツコツ講座アンケート(網戸の張り替え講座)及び子育てママのエコ入 門参加者アンケートを実施した。

8 2年度に向けた改善提案

日々変化していく環境問題を考えるきっかけ、子どもや保護者などが環境負荷低減の 糸口を見出し、実践できる手法を学ぶために、子育て世代や子どもたちなど様々な年齢層 へ向けた出前講座を実施します。

また、28年度から指定管理事業となった環境推進員養成講座を引き続き実施し、講座 修了生が環境推進員の認定を得られるよう、様々な情報提供等を通じて支援するとともに、 環境推進員に向けた情報を発信する「エコサポーター通信」の編集に参画いただく等、活 躍の場を提供して参ります。

さらに、リサイクルショップの運営に関し、「家庭で不要になった衣類、雑貨等のリユースを促進するため、区民等から寄付いただいた商品を販売する」という目的を踏まえて、区民、目黒区エコプラザ来訪者等への周知と啓発に努め、品物展示、ポップ及び案内を工夫する等、常に改善を進め、利用者が利用しやすく、明るい場となるよう取り組んで参ります。

以上

目黒区エコプラザ利用実績表

		27 年度実績	28 年度実績	29 年度実績	30 年度実績	元年度実績
項目		目黒区 エコプラザ	目黒区 エコプラザ	目黒区 エコプラザ	目黒区 エコプラザ	目黒区 エコプラザ
利用登録	新規登録者数	151 名	142 名	141 名	148 名	133 名
11.11. 7 5 3	受付点数	56,479 点	59,869 点	55,507 点	64,448 点	73,131 点
リサイクル ショップ	販売点数	47,995 点	49,567 点	49,635 点	54,354 点	53,705 点
V 3 V V	販売金額	11,448,090 円	10,869,890 円	9,780,040 円	10,162,080 円	10,192,569 円
シルバー	受付点数	1,024 点	681 点			
アトリエ	販売点数	1,019 点	752 点			
7 194	販売金額	7,016,700 円	5,788,900 円			
合計販売額		18,464,790 円	16,658,790 円	9,780,040 円	10,162,080 円	10,192,569 円
図書	新規図書等 情報入力件数	33 件	44 件	37 件	43 件	39 件
	図書等貸出件数	166 件	186 件	239 件	141 件	262 件
不用品	不用品情報 あげます登録件数	345 件	301 件	524 件	294 件	324 件
情報	不用品情報 あっせん成立件数	70 件	92 件	89 件	34 件	54 件
	団体登録件数	6 件	6 件	8 件	11 件	11 件
活動室	延利用回数 (午前・午後・夜間)	延 463 回	延 466 回	延 421 回	延 379 回	延 392 回

[※] 利用登録数は、更新登録者も含む

「令和2年度版めぐろの環境 (環境報告書)」の発行について

1 趣旨

目黒区環境基本条例(平成12年12月目黒区条例第68号)第9条の規定により、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況及び評価等を明らかにした環境報告書を毎年作成し、公表するものである。

2 編集方針

平成29年3月に改定した「目黒区環境基本計画」の体系に沿って、令和元年度に実施した、環境保全施策の報告書を作成した。

本編の内容は、令和元年度に実施した環境保全施策の推進及び環境基本計画に定める 重点的に取り組むテーマの実施状況を中心に掲載した。なお、例年は資料編に「環境に 関するアンケート調査」の集計結果を掲載しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により区民アンケートを中止したため、掲載をしなかった。

また、本編に加え、より多くの区民が環境に関心を持つきっかけとなるよう、読み易さに配慮し、写真を多く取り入れた概要版を作成した。

3 本編の主な報告事項

(1) 令和元年度の主な取組

令和元年度に行った環境保全施策の中で、地球温暖化対策の推進、循環型社会の実現等、区の環境の現況や課題を踏まえ、特に力を入れた取組を報告した。

【主な報告項目】

住宅用新エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成、食べきり協力店、フードドライブ、目黒のサクラ再生計画の取組、目黒区屋内型喫煙施設整備費補助事業及び路上喫煙禁止啓発パトロールの強化、環境推進員養成講座(第12期)の開催等

(2)環境保全施策の推進

「目黒区環境基本計画」に掲げた5つの基本方針に沿い、令和元年度に実施した主 な施策の内容を報告した。

(3) 重点的に取り組むテーマ

「目黒区環境基本計画」に掲げた重点的に取り組むテーマの実施状況を掲載した。

(4) 目黒区環境マネジメントシステムの取組

令和元年3月に改定した「目黒区地球温暖化対策推進第三次実行計画(めぐろエコ・プランⅢ)」の取組結果及び取組に対する評価を報告した。

(5) 資料編

「環境保全の施策に要した主な経費」や、世界、国及び東京都の動向を踏まえた「環境行政をめぐる動き」について掲載した。

4 概要版の主な報告事項

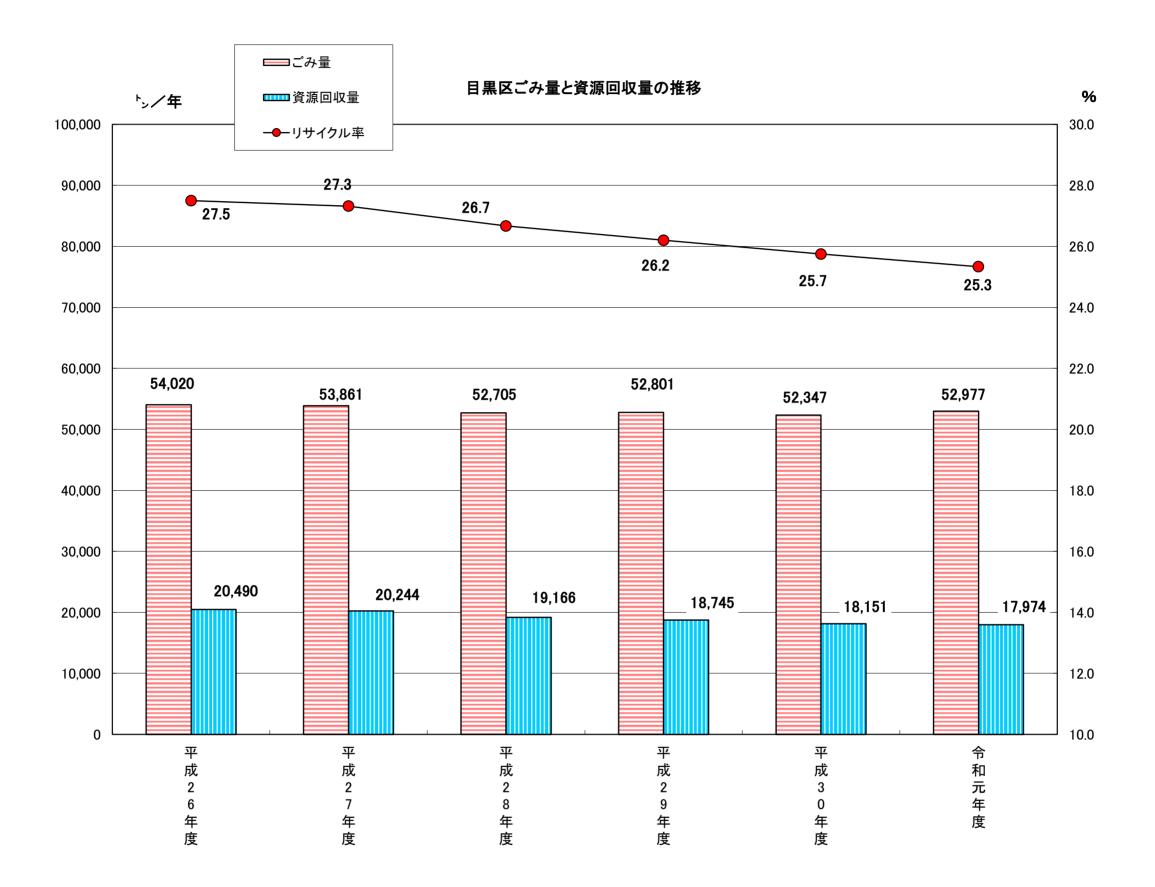
本編に準じ、令和元年度の主な取組、環境保全施策の推進、重点的に取り組むテーマ、目黒区環境マネジメントシステムの取組について報告した。

5 区民等への周知、配布等

- (1) めぐろ区報10月5日号で発行等について周知するとともに、区ホームページに、 本編・概要版の全文及び作成に当たっての基礎資料である「環境保全施策実施一覧 表」を掲載する。
- (2) 本編・概要版は、区政情報コーナー、環境保全課窓口及び目黒区エコプラザで配布する。また、各地区サービス事務所(東部地区を除く。)、住区センター、図書館及び行政サービス窓口では、閲覧用として本編を、配布用として概要版を置く。
- (3) 概要版を中心に、各種環境イベント、講座等、あらゆる機会をとらえて、広く区民等に配布する。

以上

令和元年度目黒区のごみ量と資源回収量について



● ごみ量は、前年度に比べ可燃ごみは0.9%増加、不燃ごみは0.7%増加、粗大ごみは7.4%増加した。 可燃ごみ及び不燃ごみが増加した要因は、消費税増税によって消費が落ち込むことで、10月以降ごみ量が減少するものの、 新型コロナウイルス感染対策による外出自粛が影響し、年度末にごみ量が増加したことによると推察。

粗大ごみが増加した要因は、消費税増税前の駆込み需要により買換えが多くなったことで、特に7月から10月の排出が多く、 また、外出自粛により年度末の排出が多くなったことによると推察。

- ごみの総量としては、前年度に比べ1.2%増加し、1人1日当たりのごみ量は2g増加した。
- 資源回収量は前年度に比べ、主にペットボトル、プラスチック、缶、小型家電が増加した。 主に新型コロナウイルス感染対策による外出自粛による影響と、小型家電については宅配便回収を開始したことによる増加と推察。
- 資源回収総量としては、前年度に比べて1.0%減少した。
- リサイクル率は25.3%となり低下傾向にある。 新聞や雑誌の販売量の落ち込みにより、重量で資源回収量の6割以上を占めている古紙の回収量が減少し続けていることが 影響していると考えられる。

単位・+

品目/形態		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
ごみ		可燃ごみ	49,228	49,124	48,262	48,307	47,915	48,360
		-1 XWC 0 Y	_	-0.2%	-1.8%	0.1%	-0.8%	0.9%
	区収集	不燃ごみ	2,426	2,364	2,169	2,156	2,127	2,143
	ごみ	1. WW 0.	_	-2.6%	-8.2%	-0.6%	-1.3%	0.7%
		粗大ごみ	2,367	2,373	2,274	2,338	2,305	2,475
		在人にした	_	0.3%	-4.2%	2.8%	-1.4%	7.4%
	_	計	54,020	53,861	52,705	52,801	52,347	52,977
	F	1 Ā l	_	-0.3%	-2.1%	0.2%	-0.9%	1.2%
資源	古 紙	集団回収	13,524	13,269	12,237	11,834	11,315	11,108
	/ 女丘艮耳 _ 九任 =士 米百 _	分別回収	290	298	284	283	274	277
	(新聞・雑誌類・ 段ボール)	小計	13,814	13,567	12,521	12,117	11,589	11,384
			_	-1.8%	-7.7%	-3.2%	-4.4%	-1.8%
	ペットボトル	分別回収	951	977	998	1,030	1,080	1,089
		拠点回収	67	0				
		小計	1,018	977	998	1,030	1,080	1,089
			_	-4.0%	2.1%	3.2%	4.9%	0.8%
	プラスチック製	分別回収	1,699	1,696	1,609	1,540	1,544	1,571
	容器包装		_	-0.2%	-5.1%	-4.3%	0.2%	1.8%
	びん	分別回収	3,003	3,050	3,016	3,010	2,915	2,887
			_	1.6%	-1.1%	-0.2%	-3.1%	-0.9%
	缶(アルミ・ス	分別回収	838	824	814	812	785	799
	チール)	70,000	_	-1.7%	-1.2%	-0.2%	-3.3%	1.8%
	古布類	集団回収	11	32	99	118	113	103
			_	180.0%	213.3%	19.2%	-4.1%	-9.3%
	紙パック	集団回収	1	1	0	0	0	1
	1,24	拠点回収	6	5	5	5	5	5
		小計	7	6	6	6	5	5
		• H1	_	-12.2%	-6.2%	-1.1%	-5.6%	1.2%
	乾電池	拠点回収	16	16	17	16	17	18
	10.575	жмых	_	1.0%	7.7%	-4.6%	5.0%	2.7%
	小型家電	拠点回収	3	4	4	5	7	6
	, <u></u>	宅配便回収						12
		粗大家電	80	71	73	79	84	86
		小計	84	75	76	84	90	105
		3 41	-	-10.2%	1.3%	10.9%	7.0%	16.3%
	***	分別回収		10.270	10	11	11	12
	蛍光管	77 77 11 12	_	_	_	7.6%	1.2%	10.4%
	_		20,490	20,244	19,166		18,151	17,974
合計		_	-1.2%	-5.3%	-2.2%	-3.2%	-1.0%	
		74,510	74,104	71,871	71,546	70,498	70,951	
ごみ・資源の総合計		– 7 1,0 10	-0.5%	-3.0%	-0.5%	-1.5%	0.6%	
リサフタル変(O/)		07.5						
リサイクル率(%)		27.5	27.3	26.7	26.2	25.7	25.3	
ㅁㅁ		口(人)	269,406	271,401	273,579	276,564	278,889	281,555
	区民1人当たりのごみ量 (g/人・日)		549	544	528	523	514	516
	1人当たりの資源		208	204	192	186	178	175
区氏	一人当たりのこみ	•資源量(g/人·日)	758	748	720	709	693	690

[※] 各欄の下段部分は対前年度の増減比率(%)。なお、回収量等は単位未満を四捨五入して整数で表示しているため、各項目の集計値が合計欄の数値と一致しないことがある。また増減比率(%)も表記どおりの計算結果と一致しないこともある。

資源(集団回収量+分別回収量+拠点回収量等)

 ——×100

- ※ 平成26年4月から使用済小型家電の拠点回収モデル事業を8カ所で実施し、平成27年4月からは10カ所で本格実施した。
- ※ 平成28年4月から蛍光管(水銀を含む製品)の分別回収を実施した。
- ※ 令和元年12月からパソコンを含む小型家電の宅配便回収を実施した。

[※] 人口は、各年度の10月1日時点の数字

[※] 許可業者によって直接搬入される事業系一般廃棄物などの持込ごみは、この集計から除外している。

都市環境委員会資料 令和2年9月10日 都市整備部みどり土木政策課

事 務 連 絡 令和2年8月13日

目黒区都市整備部みどり土木政策課長 殿

東京都環境局自然環境部水環境課長

城南河川清流復活事業送水ポンプ設備等工事に伴う 三河川への送水停止について(お知らせ)

日頃より、城南河川の清流復活事業について、御指導を賜り感謝申し上げます。

この事業は、渋谷川・古川、目黒川、呑川の三河川に東京都下水道局落合水再生センターから清流復活水を放流し、河川の水量確保と水辺環境の回復を図るものであります。

この度、事業開始から 20 年以上が経過し、施設の老朽化が著しく維持管理が困難になっている落合水再生センター等において、平成 25 年度より送水ポンプ設備更新工事等を実施しております。

つきましては、関係機関との調整により、下記のとおり三河川への放流停止を予定して おりますので、お知らせします。

御理解の程、よろしくお願いいたします。

記

1 送水停止日時

停止日	停止時間	停止範囲
令和2年10月5日~令和3年2月26日	平日昼間7時間	一海山)、建造山
のうち 10 日間	(9:30~16:30)	三河川とも停止

- ※ 停止を伴う作業は、主にポンプ更新、配電盤設備更新等です。
- ※ 今年度末にて清流復活施設の更新工事が完了いたします。

【問い合わせ先】

環境局自然環境部水環境課 連絡先 03(5388)3547

下水道局施設管理部施設管理課 連絡先 03(5320)6621

令和2年度 城南河川清流復活事業施設 工事箇所図

